

## 6. 提 言

障害のある子どもの  
放課後活動促進のために

(1) 放課後子ども教室

(2) 放課後児童クラブ

(3) 障害者自立支援法による放課後活動

<備 考> 実践事例を踏まえた「提言」の補足

## 6. 提　　言

### 障害のある子どもの放課後活動促進のために

本調査研究を行ってきた全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会（以下、全知PT連）は、平成11年度から「子育て支援事業」を実施し、全国で、休日・放課後における地域活動を促進し、ボランティアの輪を広げる等の活動をおこなってきました。そして、一人一人の豊かな地域生活の実現を目指してきました。

障害のある子どもたち一人一人は、人との関わりの中において地域で育ちます。卒業時に学校生活から社会生活へ移行するのではなく、学齢期も地域での社会生活そのものであり、学校生活はその一部にすぎません。障害者の自立と社会参加に向けて、在学中からの家庭・学校以外の場で活動することが大切です。学齢期から豊かな地域社会生活を送ることが、生涯にわたり充実した生活を送る上で不可欠です。

しかし、その条件整備が不十分であり、障害のある子どもの放課後や休日の活動の機会は少ない現状です。そして、保護者は子育てに多くの困難を抱えています。

そのため、「横」に広がる関係者の支援と、「縦」につながる生涯にわたる支援が大切になると考えています。この考えは、平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」に位置づけられ、「個別の教育支援計画」をツールとした支援が実現したこと、保護者は特別支援教育の中核となる「個別の教育支援計画」に大きな期待をしています。

平成19年度からは、「放課後子どもプラン」により放課後活動促進が行われています。この活動に障害児が参加し、居住地において健常児と交流する地域活動の機会が拡充することが大切です。これまででも、放課後児童クラブや児童デイサービス等がありました。多様な選択肢を充実させることが「個別の教育支援計画」をツールとした支援の地域サービス資源を確保する上で極めて重要です。

しかし、アンケート調査を実施し全国の実態を把握したところ、現状は極めて不十分で、多くの課題が残っていることが分かり、早急にこれらの課題の解決が望まれます。

#### (1) 「放課後子ども教室」

「放課後子ども教室」は、地域の方々の参画を得て、小学生を中心としたすべての子どもに放課後や週末や長期休業中の安全で安心な活動拠点を確保し、様々な体験活動や学習活動を行う事業です。「放課後子ども教室」を充実させ、障害児も参加できるようにするためにには、まず地域（居住地）を基盤とした「放課後児童クラブ」の機能をさらに充実させ、その成果や実績が「放課後子どもプラン」に生かせるような体制の整備と必要な工夫が重要です。その連携の中に「放課後子ども教室」が位置づくようにすることが大切です。障害児が「放課後子どもプラン」に参加する上で、そのことが特に重要です。

運営に当たってはコーディネーターを配置して済ませるだけでなく、行政内部にも体制をつくり行政が責任をもって「放課後子どもプラン」の実施について支援ができるようにしていくことが大切です。そのため、以下のことを提言します。

- ① 特別支援学校の児童が居住地の区市町村で実施される「放課後子ども教室」への参加例がまだわずかであり、これを拡充する。
- ② いくつかの都道府県においては、特別支援学校において実施している「放課後子ども教室」がある。これも多様な選択肢の一つとして拡充すると共に、この活動が健常児と交流したり、居住地で実施したりする活動に広がるように工夫する。

- ③ 前記のことを実現する巡回指導、巡回相談、研修制度等の施策が不可欠。
  - ④ 安全管理員として障害児に対応できる「ボランティア養成講座」を広く実施することが必要。
  - ⑤ 障害児の場合は送迎の体制が特に必要である。
- また、一部の自治体は全児童対策事業を実施しています。その方法は様々ですが、中には「放課後児童クラブ」をなくした自治体もあります。しかし、「放課後児童クラブ」の拡充を前提に、「放課後子ども教室」の関係を模索することが大切であり、提言を追加します。
- ① 全児童対策事業の場合でも、放課後子ども教室に「放課後児童クラブ」の仕切りを残す。
  - ② 職員体制の整備と障害児を受け入れる仕組みづくりが必要。

## (2) 「放課後児童クラブ」

受け入れられた障害児の指導については指導体制が整えられつつあり、様々な実践事例がありますが、障害児の受入数の拡大、「保育に欠ける」要件の見直し、巡回指導・巡回相談、研修制度等の施策が必要です。

特に、「保育に欠ける」という要件が障害児の場合でも必要ですが、障害のある子どもの保護者は共働きが困難であることが多く、障害児を育てるためにはほとんどの母親が職を離れなければならず、この要件は子育てにも極めて多くの困難がある現状を無視したものです。そのため、以下の提言をいたします。

- ① 小学校3年生（区市町村によっては6年生）までを対象としていて、それ以上の児童には対応していない。しかし、障害児には、3年生までの年齢の受け入れ制限は適さない。
- ② 受け入れの人数制限があり、希望する者が入れない現状が広く存在する。受入枠が不十分であり、受入数を広げる必要がある。
- ③ 障害児の「保育に欠ける」要件を見直す必要がある。
- ④ 巡回指導・巡回相談、研修制度等の施策の実施が必要。

## (3) 障害者自立支援法による放課後活動

「放課後子どもプラン」だけではなく、障害児の放課後活動には多様な内容が用意されることが必要です。

児童デイサービス等の制度を使い、様々な団体が「障害児の学童保育」を実施しています。これらの多くは、小学生だけでなく中学生や高校生の年齢まで受け入れています。

しかし、障害者自立支援法の制度では、日中一時支援事業等により、障害児の放課後活動を実施しますが、報酬単価が低く、放課後活動の実施は困難です。

障害児の放課後の活動における支援は、特別支援教育における「個別の教育支援計画」による支援の一つとしての「育ちの場」です。そのため障害児の放課後支援は、小中高を通して年齢にかかわらず必要であり、児童デイサービスⅠ型による支援が必要です。

- ① 児童デイサービスの制度の改善が必要です。児童デイサービスの考え方には「発達支援」はありますが、日中一時支援にはありません。
- ② 放課後活動は「育ち」の場として重要であり、児童デイサービスの適用による報酬単価改善により放課後活動の維持発展が必要です。障害児の支援は、特別支援学校での教育と連携しつつ特別支援教育における、様々な関係者・機関の連携による支援として、発達支援の場として放課後の活動を充実することが必要です。

以 上

## ＜備 考＞ 実践事例を踏まえた「提言」の補足

以上、障害のある子どもの放課後活動促進について、提言を述べました。しかし、促進の具体的方策の提言としては、不十分です。今回は、実践事例を示すことで、推進の方策の具体例をそのまま記述したにすぎません。

事例は「先進事例」ではなく、それぞれが放課後活動促進を模索している実践事例と呼ぶことにしました。その事例を、もっと広く深く収集分析することが必要ですが、限られた実践事例ですが、それらを概括することで、以下に提言の補足を記述します。

### (1) 「放課後子どもプラン」

#### ① 「放課後子ども教室」

i) 全児童対策事業として、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒が参加している、「横浜市放課後キッズクラブ」「品川区すまいるスクール」「川崎市わくわくプラザ」の事例について記述しました。

「横浜市放課後キッズクラブ」「川崎市わくわくプラザ」は放課後児童クラブ（学童クラブ）と連携した活動内容も位置づけていますが、「品川区すまいるスクール」は必ずしもそうではありません。

アンケート調査による特別支援学校側からの回答では、「品川区すまいるスクール」には、「横浜市放課後キッズクラブ」「川崎市わくわくプラザ」に対するような「特別支援学校の児童生徒がよく参加できている」という回答がありませんでした。今後も様々な対応がなされ改善が図られることだと思いますが、この回答がどういうことなのか、さらに分析する必要があります。

ii) 福島県の事例ですが、「ほばらっ子クラブ」は伊達市を居住地とする福島県立大笹生養護学校の児童生徒や伊達市の特別支援学級の児童生徒が参加する「放課後子ども教室」です。大笹生養護学校が、自校の児童生徒の放課後活動を拡充し、その延長線上でこれを居住地の伊達市が主体となって実施することになったのです。活動のノウハウや実績は大笹生養護学校から居住地の伊達市へそのまま引き継がれました。これには、福島県教育委員会も関わって意図的に推進しました。今後共、そのような方策で、各地域における障害児の放課後活動が広がることを期待したいと思います。また、福島県の障害児の放課後子ども教室では、参加する児童生徒の年齢は高等部まで対象にしていることを特筆します。

「まほらっこ教室」は健常児も障害児も区別なく参加できる、三春町の「放課後子ども教室」です。各小学校区の大人も子どもも地域における顔の見える信頼関係の中で、学童クラブも含めて実施しており、全国の参考になる事例です。

iii) 「世田谷区新BOP」は、特別支援学級の子ども達も、その学級のある小学校区の「放課後子ども教室」に参加している事例ですが、参加できる数に制限があります。特別支援学校の子どもは参加できません。福祉の事業の「学童保育」に、特別支援学校の子どもが参加しています。放課後子どもプランで対応できない理由を分析してみる必要があります。

#### iv) 特別支援学校で実施している「放課後子ども教室」

特別支援学校で実施している「放課後子ども教室」の事例ですが、東京都立あきる野学園養護学校「あきるのクラブ」では、ボランティア養成と連動させて放課後活動を立ち上げ、活動場所を居住地の小学校にしてその小学校の子どもにも参加を呼びかけたりすることで、交流を広げる工夫をしています。

さらに、東京都立大塚ろう学校の「大塚クラブ」は聴覚障害の児童生徒のニーズに応じた活動を展開し、福島県立郡山養護学校（肢体不自由）「子どもの身体づくり教室」、福島県立盲学校の「放課後子ども教室」は特別支援学校を基盤に活動を広げています。和歌山県「いきいき交流教室」は、福島県の事例も参考に、県内の全特別支援学校において実施していま

す。

これらの特別支援学校で実施している「放課後子ども教室」が、伊達市「ほばらっ子」のように、そのノウハウと実績を基盤に、居住地の放課後活動へ広げることも、一つの方法かもしれません。

## ② 「放課後児童クラブ」（学童クラブ）

八王子市、松江市、杉並区の事例を取り上げました。現在は、多くの「放課後児童クラブ」に障害児が参加しています。

障害のある子どもへの理解を、健常児やその保護者に広げ、職員への研修、巡回指導・相談、そして学校の担任との連絡協力等、工夫と実践の積み重ねがあり、「放課後子ども教室」はこの経験に学びつつ、学童クラブと連携を深めて実施する必要があります。

## (2) 障害者自立支援法の制度による「学童保育」の事業では、

- ① 日中一時支援事業として板橋区「はすねっこ」、タイムケア事業として岐阜県海津市「タイムケア事業」を取り上げました。いずれも報酬単価が低いこともあり、困難を抱えつつ実施しています。また、全国各地の多くの団体は、日中一時支援事業のような報酬単価では、障害児の放課後活動を広げられないと考えている現状もうかがえます。
- ② 児童デイサービスによる放課後活動の事例では、香川県三木町「三木児童デイサービス」、八王子市重症心身障害児童デイサービス「こあらくらぶ」を取り上げました。日中一時支援事業のように報酬単価が低くないこともあり、充実した放課後活動を実施していることがうかがえます。

## (3) 都道府県独自の制度による事業

埼玉県、島根県、東京都の「学童保育」の例を取り上げました。いずれも充実しており、例えば東京都では、特別支援学校の下校時に、スクールバスの他に、それぞれの居住地における「学童保育」から何台ものワゴン車が迎えに来ている状況が常態化しています。

ところが、障害者自立支援法の実施で、移行期間が終了し、この東京都の独自事業（通所訓練事業）が日中一時支援事業に一本化されたら、今後の実施の見通しが持てなくなります。

## (4) その他

障害児の放課後活動では、活動場所への送迎、ボランティアの確保等も、極めて重要な課題です。

- ① 送迎の工夫として、東京都狛江市の移動サービスを取り上げました。自分で移動できない子どもが多く、このことへの配慮は障害児の放課後活動推進に必須のことです。
- ② ボランティア育成の工夫として、静岡県立袋井養護学校のボランティア養成講座の事例も記述しました。放課後活動促進にボランティア育成は必須のことです。

「放課後子ども教室」の安全管理員は、障害児一人につき一人必要です。その確保のために、ボランティア育成の工夫が必要です。

放課後活動促進とボランティア育成は表裏一対の関係にあります。

- ③ 障害児の放課後活動促進は、休日等を含め、地域生活全体が豊かになることと、無縁ではありません。今後は障害児の活動機会の拡充として、休日・放課後の活動促進として、全生活を考えていく必要があります。
- ④ 特別支援教育における「個別の教育支援計画」をツールとした支援の連携を深めて、休日・放課後活動の支援を学校・保護者・関係者との連携で推進していく必要があります。



## 7.

# 障害のある子どもの 地域における放課後活動

— 保護者の立場から —

1. 10年前の全知P連による調査と提言を原点に
2. 子どものニーズと保護者のニーズ
3. 障害のある子どもにとっての放課後と地域生活
4. 「放課後子どもプラン」で過ごす障害児とその課題
5. 保護者として

## 7. 障害のある子どもの地域における放課後活動

——保護者の立場から——

永田直子

### 1. 10年前の全知P連による調査と提言を原点に

平成10年に全知P連では「障害のある児童・生徒が参加する地域活動の促進と学童保育の充実を目指して」というテーマで、全国の知的障害養護学校にアンケート調査を行いました。これは、学校週5日制の完全実施を目前にしていたことや、児童福祉法一部改正により障害児を受け入れる学童保育の拡充が重要な課題になっていたことなどが背景にありました。

その年の夏の全知P連全国大会では、会長からアンケート結果の報告と提言がされました。「障害のある児童・生徒が当たり前に活動できる場があることは、生涯にわたり充実した生活を地域で送ることを目指す上で重要」と述べられ、必要性を感じつつも十分に推進できていない現状が浮き彫りになった地域活動においては、「学校やPTAがいつまでも主体になっているのではなく、地域で実施できるように地域活動を拡大することが望れます。」と提言されました。また、学童保育に関しては予想以上に利用されていない現状が明確になり、文部省・厚生省（当時）等関係機関から区市町村へ早急に働きかけていく必要がある中、「障害児こそ放課後の活動の場は貴重であり、家に閉じこもらないで健常児と交流し、充実した活動の場を設けることが必要です。」と訴えられました。

全知P連として各学校・PTAの協力を得て調査し、全国に提言を発信したことの意義は非常に大きく、その内容も現在と方向性は変わっていません。それから10年間、全知P連は、ずっと障害のある子の地域生活に視点を置いて事業を行ってきました。本事業も、10年前の提言が原点になっていると言っても過言ではありません。そして今回、放課後活動についての詳しいアンケート調査を行ったことにより、全国の特別支援学校とPTAがそれぞれの地域の現状を改めて把握し、情報を共有する貴重な機会を得ることができたのではないかと思います。

### 2. 子どものニーズと保護者のニーズ

放課後活動に限らず、あらゆる活動や場面において、ニーズの多様性に応えるというのは非常に難しいことです。子どもの実態も違えば家庭環境も異なり、子ども自身の希望も親の子に対する願いも皆様々です。この新しい教育の時代に入った今、子どもたちの放課後を考えるにあたって私たちが大切にすべきことは、何が理想的なのかを追求したり、多様性の中での最大公約数を見出そうとしたりすることではなく、まず、それぞれのニーズに耳を傾け、それぞれの違いを受けとめようとするこことではないでしょうか。学校教育とは違い、決められた枠や教育課程もなく、放課後という遊びを中心とした自由な時間を多様なニーズの中で組織していくのですから、相当柔軟性のあるしなやかな心をもって、地域・学校・家庭で共に考えていかなければならぬと思います。

特に、子どものニーズというのは、わかるようでなかなかわかりません。子と思う親の強い願いの陰に隠れて見えなくなってしまうことがあります。子どもを取り巻く様々な条件の中で、「こんな風に育ってほしい」という願いを込めてその過ごし方をコーディネートしていく責任は保護者にあるでしょうが、それにはたくさんの支援者の視点を借りることが大切です。放課後、子どもが良い時間を過ごせるように、という視点を見失いさえしなければ、「子どもの居場所づくり」か「親の就労保障」か、とか、子ども一人一人の支援か子育てをする保護者の支援か、などという二者択一の議論はあまり問題ではないのかもしれません。保護者が働い

ていてもいなくても、たいへんなことを抱えていてもいなくても、子どもにとって良い時間は必要であり、またそれがなければ、保護者も安心して働くことができません。真剣に考えなければならないのは、その子にとっての「居場所」・「良い時間」とは何なのか、それこそが子どものニーズであるはずです。

### 3. 障害のある子どもにとっての放課後と地域生活

障害のある子どもにとって、放課後の「良い時間」とは何なのでしょうか。充実しているかどうか、成長・発達につながるかどうか、何か効果があるかどうか、保護者が安心して社会生活に専念できるかどうか…などと評価されますが、とても漠然としていて難しいです。日頃、特別支援学校や特別支援学級など比較的限られた人間関係の中で過ごすことが多く、また自分からその関係を広げていくことが難しい子どもたちなので、多くの保護者は、「学校・家庭以外の場所で地域のいろいろな方に支えられながら、少しでも健常のお子さんと触れ合い、交流させる機会を持たせたい」と考えます。けれども、中にはそのような場に懸念を抱き、たとえ受け入れがあったとしても、あえて障害のある仲間同士の集団を選ぶ人も少なくありません。障害者自立支援法による厳しい状況にあっても、現に、児童デイサービスや日中一時支援、また自治体独自の補助金による障害児学童を利用したり希望したりしている人はたくさんいます。それはなぜなのでしょうか。

ひとつには、地域社会全体の障害児・者に対する理解がまだ追いついていないことが考えられます。共に過ごし、遊ぶはずの同じ地域の子供たちとその保護者に、仲間として受け入れられないことを感じながら、そこで我が子を過ごさせるのは、親として心が痛むのは当然です。以前に比べれば随分理解も進み、特別支援教育の推進に伴って更に良くなっていくことは期待できますが、これは非常にデリケートな問題で、傷つくのを避けて安全圏を選ぶ親子は今でもたくさんいるはずです。

また、専門性や人的配慮の問題が大きいのも確かです。障害のある子どもが地域の子供たちの中で過ごすとき、ただその場にいればいいのでは決してなく、当たり前に過ごせるためには、一人一人に応じた支援が不可欠となります。障害の特性を理解し、必要な支援をして初めてその子がそこに居ることが「普通」のことになり、対等に遊べるようになるのではないでしょう。障害のある子どもが、地域の中で自分の持っている力を発揮して生活していくためには、本人にも、支援する側にも、見守る保護者にも、相当のエネルギーが必要となります。従来の福祉型サービスには、少なくとも、障害の特性に応じた配慮と成長・発達を促す役割があったため、保護者にとっても安心感があるのでしょう。

障害があってもなくても、地域の中で共に生活し共に育つということはごく当たり前のことで、障害児を受け入れるとか受け入れないではなく、本来、共にいて当然なのでしょう。けれども、この理念があまりにも先行し、理想を掲げた大人たちがはりきり過ぎると、「良い時間」を過ごせないどころか、苦痛を感じながら伝えることもできずに我慢し続ける子ども達が出てきてしまうという現状を、私たちはきちんと見なければなりません。どの子も生き生きと過ごしてほしいのです。

### 4. 「放課後子どもプラン」で過ごす障害児とその課題

平成19年度から新たにスタートした「放課後子どもプラン」は、文部科学省と厚生労働省が一体的に実施するという注目すべき事業で、地域社会全体で地域の子どもたちを見守り育んでいくというその基本的な考え方は、全知P連が提言し続けてきたことと変わりません。既に述べたように、障害のある子どもたちが、その活動場所を「居場所」と感じ、より良い時間を過ごすことができるよう、皆で考えていかなければなりません。

---

まず、地域全体の理解推進を図り、障害のある人たちとかかわることに皆が日頃から慣れていくことに加え、ボランティア養成などを通して意図的にかかわろうとする人たちのレベルアップを図り、地域の支援の質を高めていくことが大切です。子ども達は人の気持ちにとても敏感で、自分に壁を持たない人の心には、ストレートに飛び込んでくるのです。

次に、専門性をどう取り入れるかが鍵となります。子ども達にとって、人とかかわること、生活そのもの、遊びなど、全てあらゆる場面が学びの場であり、成長につながります。また、抱えている課題や対応に迷うような行動も多々あります。一人一人の様々な障害の特性に応じて専門的な助言を得られることは、障害児はもちろん、関わる人たちの安心感につながり、集団全体が安定してきます。保護者にとっても専門性の有無は、子どもを安心して託せるかどうかの決め手になるでしょう。巡回指導や職員の研修・相談など、是非、取り入れていただく必要があります。

更に、一人一人のニーズに応じた対応が継続的にできるようにするために、「個別の支援計画」が不可欠です。地域の多くの方がかかわることや、学校、家庭をはじめ他の関係機関との連携が大切なことからも当然必要ですが、「障害のある子」でひとくくりにすることなく、そのニーズの多様性を受け止めていくためにも、欠かせないものではないでしょうか。その策定・実施・評価にかかわることのできる職員の存在も重要となります。

## 5. 保護者として

このように、子ども達にとって放課後はとても大切な時間です。けれども忘れてはならないのは、充実した家庭生活、学校生活があってはじめて放課後が意味をもってくるということです。家族や教員が、毎日しっかり子どもと向き合うからこそ、それ以外の時間に地域の方と過ごすことの価値が生きてくるのです。

また、どんなに皆で工夫し、努力し、柔軟な対応を試みたとしても、多様なニーズには応じきれず、その場に合わない親子もいるでしょう。心を開けなかったり、物理的に対応が難しかったり、中には人がいるだけで刺激が強くて静かに休む必要のある子どももいます。送迎などの対応には、他のサービスとの併用も考えられます。同じ地域の中に複数の受け皿があり、様々な選択肢の中から、少しでも子どもの実態やニーズに合った場を選べるような地域資源の掘り起こしと相互の連携が必要になってくるのではないかでしょうか。

その上で何より大切なのは、常にその場が子どもにとってふさわしいのか、子どもが生き生きと過ごせているのかを見つめ、見直していく力を私たち自身が持つことです。保護者以外の多くの方々の視点を借りながら、子どもの心の声に耳を傾け、受けとめることができるような支援者のひとりでありたいものです。



# 資料

- (1) あなたのまちの放課後対策を応援します
  - (2) 「放課後子どもプランの推進について」の両局長通知
  - (3) 「放課後子どもプラン」推進のための連携方策
  - (4) 「放課後子どもプラン」平成20年度予算(案)  
の概要
  - (5) 日中一時支援事業の概要
  - (6) 児童デイサービスについて
  - (7) 障害のある子どもの放課後活動促進に関する  
調査研究アンケート
  - (8) 本事業計画
  - (9) 調査研究の実施経過
- <委員、事務局一覧>
- <執筆者一覧>
- <編集後記>

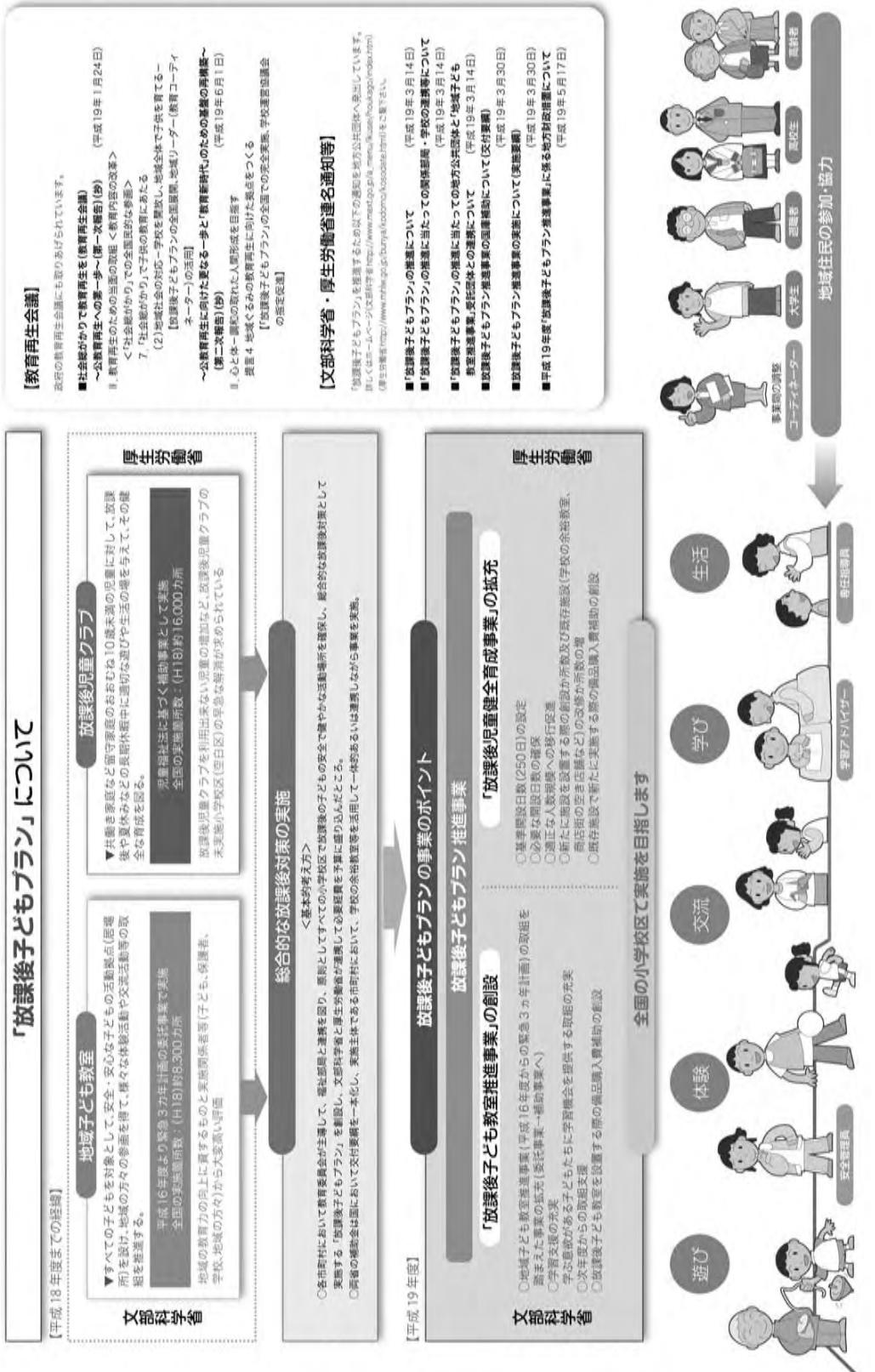
(1) あなたのまちの放課後対策を応援します。

～放課後子どもプランの案内～



文部科学省・厚生労働省  
放課後子どもプラン連携推進室

地域全体で子どもたちを見守る環境づくり。進めましょう！「放課後子どもプラン」



## 自治体のご担当者へ 【放課後子どもプラン実施に当たっての疑問にお答えします。】

Q 「放課後児童クラブ(いわゆる学童保育)」と「放課後子ども教室」はどう違うのでしょうか？

A 「放課後児童クラブ」は、共働き家庭など留守家庭のおむね10歳未満の児童に対して、生活の場などを提供する事業です。一方、「放課後子ども教室」は、地域の方々の参画を得て、すべての子どもに放課後や週末の安全で安心な活動拠点(居場所)を確保し、様々な体験活動や学習活動を行う事業です。このように両事業の目的や性質が異なるものですが、放課後等の子どもたちが安心して活動できる場を確保するためには、両事業の充実を図ることが大切だと考えています。

Q 「『放課後児童クラブ』と『放課後子ども教室』を一体的あるいは連携して実施」とは、どのようなイメージなのですか？

A 放課後対策については、保護者や子どものニーズ、これまでの活動実績など地域の実情を踏まえて取り組む必要があります。したがって、国として、一律に理想的な取組像を示すのは難しいと考えます。市町村の参考となるよう、事例などの情報提供を行っていきますので、地域の実情・特色を生かした取組の実施をお願いします。

Q 「放課後子どもプラン」を実施することにより、「放課後児童クラブ」の機能が低下するのではないかでしょうか？

A 上記のとおり、両事業の目的や性質は異なるものです。「放課後児童クラブ」は登録する児童の保護者からの一定の負担を求める代わりに、専門の指導員等による家庭代わりの手厚いケアがなされているものです。本プランの実施にあたっても、「放課後児童クラブ」については、子どもの生活実態や保護者の就労形態に即した適切な運営確保の観点から、長期休暇も含めた必要な開設日数(250日以上)の実施、専門の指導員の配置や専用スペースの確保など現行水準と同様のサービスの提供をお願いしています。

Q 「放課後子どもプラン」は、小学校で実施しないといけないのでしょうか？

A 「放課後子どもプラン」の基本的な考え方としては、子どもたちの安全な活動場所を早急に確保するため、余裕教室等の小学校施設を活用することとしていますが、地域の実情に応じて例えば公民館や児童館などで実施することも差し支えありません。

なお、小学校施設以外に適当な実施場所がない場合や、現に小学校に余裕教室がある、又は、余裕教室とすることを検討している教室がある場合には、その積極的な活用をお願いします。

Q 「放課後子ども教室」は年間240日以上開催しないといけないのでしょうか？

A 文部科学省としては「放課後子ども教室」を放課後や週末、長期休業中に実施していただきたいと考えています。しかしながら、最初からこれらの日数を実施するのは、大変な場合もあるかもしれません。まずは、週1日程度でも可能な日数から実施いただいて構いません。

Q 「放課後子どもプラン」を学校で実施すると教員の負担が増えるのではないかでしょうか？

A 「放課後子どもプラン」は、学校教育として位置付けられるものではなく、実施主体である市町村が事業の管理運営にあたることになります。本事業においては、コーディネーターや安全管理員、放課後児童指導員などを配置することとしており、学校的教員が直接従事することは想定していません。しかしながら、本プランが放課後対策であることや学校諸施設を使用する場合もあることから、緊密な情報交換や放課後対策関係委員会への学校関係者の参画など、可能な範囲で学校との十分な連携・協力をお願いします。

Q 「放課後児童クラブ」は、専用のスペース等を確保して実施することになっていますが、必ず確保しなければいけないのでしょうか？

A 放課後児童クラブにおける生活の場としての機能が確保されるよう、専用スペース又は専用部屋が必要です。なお、専用スペース等は放課後児童クラブ利用児童以外の入室を禁止するものではありませんが、生活の場であることを考慮し、常に不特定多数の者が出入りできるスペースとなることは適当ではないと考えます。

### 放課後子どもプラン連携推進室

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課 〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL03-5253-4111 内線(3260)  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL03-5253-1111 内線(7909)

## (2) 「放課後子どもプランの推進について」の 両局長通知（平19. 3. 14）

「放課後子どもプランの推進について」の両局長通知（平19. 3. 14）  
(抄)

文部科学省生涯学習政策局長  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### (1) 目的・定義・実施主体

「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」（学童保育）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業（「放課後子どもプラン」）で、市町村が策定する事業計画に基づく放課後対策事業を総称する概念であり、実施主体は市町村とするが市町村・社会福祉法人・その他の者が行う。

### (2) 事業経費

- ①「放課後子どもプラン推進事業」として、国において補助金交付要綱等を一本化し、都道府県に交付する。
- ②これに基づき、都道府県においては一つの補助金交付要綱を作成し、市町村の申請を受け付け、補助金を交付する。この事務処理を、教育委員会が一括して行うことが望ましい。

### (3) その他

- ①市町村に運営委員会を置き、プランを策定する。都道府県には推進委員会を置き市町村を支援する。
- ②教育委員会主導で、小学校内での実施を基本とするが、地域の実情により、福祉部局の所管でもよく、学校外で実施してもよい。学童保育のみの実施でもよい。
- ③各小学校区毎に、調整役としてコーディネーターを配置する。
- ④放課後子どもクラブの対象児童には現行水準と同様のサービスを提供する。

### (3) 「放課後子どもプラン」推進のための連携方策 ～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～

#### 「放課後子どもプラン」推進のための連携方策 ～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

##### 市町村での連携

○放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

###### 放課後対策事業の「運営委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法等を共同で実施・検討→全市町村に設置

###### コーディネーターの配置【担当省:文部科学省】

両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施 →全小学校区に配置

###### 活動場所における連携促進

- ・余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
- ・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



市町村における取組をバックアップ

##### 都道府県での連携

○実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

###### 放課後対策事業の「推進委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討 →全都道府県・指定都市・中核市に設置

###### 放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【担当省:文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進 →全都道府県・指定都市・中核市で開催

## (4) 「放課後子どもプラン」平成20年度予算(案)の概要

### 「放課後子どもプラン」平成20年度予算(案)の概要

#### 《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と緊密な連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を着実に推進するため、文部科学省と厚生労働省が連携して、平成19年度に引き続き、必要経費を20年度予算(案)に計上。
- 実施主体である市町村において、学校の余裕教室や地域の児童館、公民館等も活用して、地域のボランティアなどの協力を得ながら、一体的あるいは連携しながら事業を実施。

#### 平成20年度予算(案)のポイント

		※【】内が 事業担当省		「放課後子どもプラン推進事業」						
事業内容		放課後子ども教室推進事業 【文部科学省】		放課後児童健全育成事業 【厚生労働省】						
趣旨		▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。 ▽全国全ての小学校区での実施に向け、20年度も必要な支援措置を講じる。	▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定) ▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためにのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。							
予算(案)額	77.7億円(68.2億円)		国庫補助金 (補助率1/3)	186.9億円(158.5億円)						
か所数	15,000か所[5,000か所増]		原則としてすべての小学校区での実施を目指す	20,000か所[前年度同]						
ソフト面	<p>○全国展開に向けた取組支援 ・全小学校区での実施に向け、残りの5千か所(未実施校区)についても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、コーディネーターの配置等を支援</p> <p>○学習支援の充実 ・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実</p> <p>○安全管理員等への支援の充実 ・地方がより取り組みやすくなるよう、謝金単価を充実</p>			<p>○長時間開設加算の改善 ・夏休み等の長期休業期間や授業日(平日)の延長時間に応じた加算制度の創設・改善</p> <p>○発達障害児等の受入の更なる推進 ・障害児対応の指導員をクラブ単位での配置から、市町村の責任の基に配置する補助方式に変更</p> <p>○長期休業期間中の開所促進や大規模クラブの解消 ・250日未満開所のクラブや71人以上の大規模クラブへの21年度での補助の廃止</p>						
ハード面	<p>○「放課後子ども教室」を設置する際の備品購入費補助の実施</p>			<p>○学校の敷地内等に新たに施設を設置する際の創設か所数の増</p> <p>○設置・実施主体制限の緩和 ・「市町村」→「市町村、社会福祉法人等」</p>						
「放課後子どもプラン」推進のための連携方策										
<p>○両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を全市町村及び都道府県に設置【文部科学省】</p> <p>○事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを全小学校区レベルに配置 【文部科学省】</p> <p>○事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催 【文部科学省・厚生労働省】</p>										